

【提案項目】

NPO法人の自立的活動の基盤強化に向けて、認定NPO法人や指定NPO法人数の拡大、寄附者の拡大を図るため、次の措置を講じること。

1 条例による指定方法の見直し

「住民税控除対象となるNPO法人への寄附金」に係る条例による指定方法（条例に法人の名称及び所在地を明記）については、地域主権の観点から、地方の判断にゆだねるよう見直しを行うこと。

2 認定要件の見直しと寄附金の源泉徴収控除項目への追加

多様なNPO法人が広く認定を受けられるよう、無償の労働提供（ボランティア活動）等の算入など認定要件をさらに見直すこと。

また、納税者の利便性を高め、寄附を促進するため、寄附金の源泉徴収控除項目への追加を実現すること。

【提案理由等】

1 平成23年6月の法改正により、都道府県や市町村が条例で指定したNPO法人への寄附金は、個人住民税の寄附金税額控除の対象となった。

本県では、都道府県では初めてとなる、控除対象となる寄附金を受け入れるNPO法人を指定するための基準・手続等を定める条例を平成23年12月に制定、平成24年7月には対象となるNPO法人を指定する条例を制定し、平成24年度末現在で21法人を指定している。

しかしながら、条例に法人の名称及び所在地を明記する必要があるため、指定の都度条例改正が必要であり、指定の時期が限定されるなど速やかな指定という面で課題がある。

2 認定NPO法人制度についても、PST要件について絶対値基準（3,000円以上の寄附者が年平均100人以上）が導入されるなど、平成23年6月の法改正により認定要件が緩和されたが、より効果的かつ実効性があるものとして認定要件をさらに見直す必要がある。

また、所得税の寄附金控除を受けるためには、確定申告の際に認定NPO法人による寄附金受領証明書を提出する必要があるが、より一層の寄附の促進に向けて、寄附金の源泉徴収控除項目への追加を実現する必要がある。

